多様な農業の共存に向けて

国際農業・食料レター

2016年 5 月（No.186）
全国農業協同組合中央会

〈今月の話題〉

通商協定における農産物に関するＥＵの関心事項と日ＥＵ・ＥＰＡ交渉

☆国際農業・食料レターのバックナンバーは、下記
インターネットホームページをご覧ください。

＜「国際農業・食料レター」に関する問い合わせ先：ＪＡ全中 農政部 国際企画課
〒100-6837 東京都千代田区大手町１－３－１ ＪＡビル ☎ 03－6665－6071＞
インターネット・ホームページ：http://agri.ja-group.jp/data/global/news.php

JAグループ

通商協定における農産物に関するＥＵの関心事項と日ＥＵ・ＥＰＡ交渉

１．はじめに

2014年11月に就任したユンケル欧州委員長は、経済政策の目玉として米国とのＴＴＩＰ（環大西洋貿易投資パートナーシップ）等の通商交渉をまとめることを目標に掲げ、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉についても、「ＴＴＩＰと並ぶ最も重要な貿易イニシアチブの一つであり、可能な限り早く協定を締結することの重要性を確信している」との考えを示している[1]。この認識は、2015年11月の日ＥＵ首脳会談でも共有されており、両首脳は「2016年の早い時期での大筋合意」を目指すことで一致し、交渉開始から３年間で16回目にもなる交渉会合が開催されるなど、精力的に会合が持たれている。

しかしながら、ＥＵ域内が必ずしも「日ＥＵ・ＥＰＡの早期妥結」で一枚岩となっているわけではなく、例えばＥＵ経済における主要国であるドイツ・フランス（表１）等の重要産業である自動車分野では、業界団体がＥＵ側の関税撤廃への強い懸念を表明[2]し、アクセス改善を目指す我が国と対立している。また、本年６月にはＥＵ第２位のイギリスにおいてＥＵ離脱の是非を問う国民投票が予定されており、ＥＵとして対外的に大きな政治的判断ができる時期ではないという状況もある。

こうした事情に加え、我が国ではＴＰＰが政治的な優先事項となっていることも相まって、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の本格的な進展はまだ先となる[3]との向きもある。他方、ＥＵのマルムストローム欧州委員（貿易大臣級）は、主要対日輸出品目である自動車、医薬品等の化学製品、食品等（図１）の非関税措置の撤廃等とあわせて、農産物の関税撤廃の重要性にも言及し、「センシティビティがあることは理解するが、カナダや韓国と締結したＦＴＡに劣る合意を受け入れることはできない」と強調した[4]ほか、４月に来日したホーガン農業・農村開発委員も交渉進展への意欲を示し続けていることから、農業分野におけるＥＵの関心事項について把握しておくことは重要であると思われる。

そこで本稿では、農業分野に焦点を当て、近年締結された韓ＥＵ・ＦＴＡおよびカナダ・ＥＵ包括的経済貿易協定（ＣＥＴＡ）協定の合意内容やＥＵにおける農産物の生産・輸出に関する動向を踏まえながら、通商交渉におけるＥＵの関心事項を整理することとしたい。

1　2015年５月の第23回日ＥＵ定期首脳会議における発言。

2　ドイツ最大の経済団体であるドイツ経済連盟（ＢＤＩ）は、自動車業界の意向も踏まえ、日本の非関税障壁の撤廃を訴えるとともに、目標が達成できなかった場合は「交渉の停止や破棄も選択肢とすべき」との見解（2013年12月）を示しているほか、独、仏、伊等の自動車メーカーで構成される欧州自動車工業会（ＡＣＥＡ）も、「自動車分野の主要な非関税障壁の撤廃なしに、欧州は（自動車の）関税削減を行うべきでない。（非関税障壁への対応を含む）交渉目標を達成するための進展がなければ交渉を停止することを求める」（2012年11月）と強調。

3　なお、ＥＵの一部には、ＴＴＩＰ等が停滞する中で、棚上げとなっている南米南部共同市場（MERCOSUR）とのＦＴＡや、豪州やＮＺとのＦＴＡなど他の貿易交渉にも取り組もうとする動きもあるとも言われている。それらの国々・地域は、ＥＵと比較し競争力が高い品目（農産物）を有していることから、ＥＵの農業界には、ＴＴＩＰよりは容易と見られている日ＥＵ・ＥＰＡ交渉を早期にまとめ、一旦の実績とすべきとの見方もある。

4　2015年５月の日本経団連における講演。

【表１　ＥＵ諸国のＧＤＰおよび人口とその割合（2015年）】

	国　名	名目ＧＤＰ		人　　口	
		金額（十億ドル）	シェア	人数（百万人）	シェア
1	ドイツ	3,357.61	20.7％	81.9	16.1％
2	イギリス	2,849.35	17.6％	65.1	12.8％
3	フランス	2,421.56	14.9％	64.2	12.7％
4	イタリア	1,815.76	11.2％	60.8	12.0％
5	スペイン	1,199.72	7.4％	46.4	9.1％
ＥＵ（28）計		16,220.39	100.0％	507.4	100.0％

出典：IMF「World Economic Outlook Databases」

【図１　日ＥＵの貿易構造（2012年）】

ＥＵ→日本
（６．６兆円）

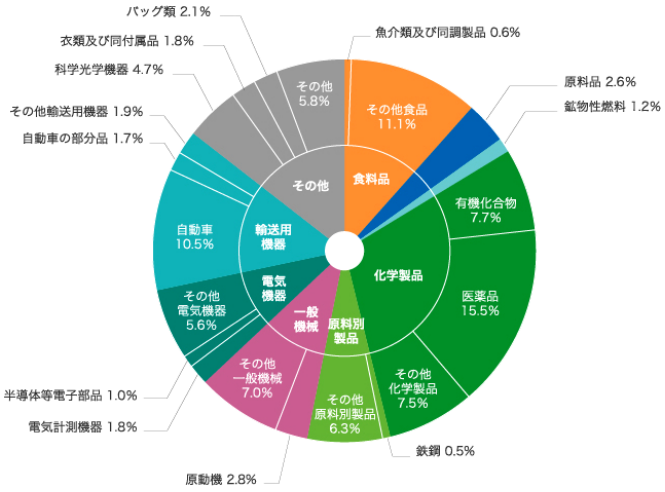

日本→ＥＵ
（６．５兆円）

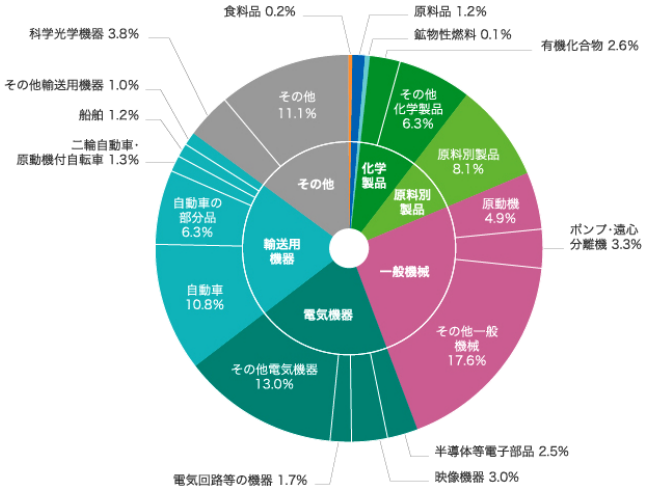

出典：経済産業省「日ＥＵの貿易構造」

２．世界の農産物市場におけるＥＵの地位と主要輸出品目

はじめに、世界の農産物市場におけるＥＵの位置づけを確認しておきたい。

ＥＵはまず、輸出額では首位となっており、２位の米国とはほぼ同額であるものの、３位以下を大きく引き離している。また、輸入額では中国に次ぐ世界第２位の規模であり[5]、米国を上回り、我が国との比較では２倍以上の規模を誇っている。（表２）。直近（2015年）のＥＵの全分野の輸出総額の内訳を見ると、最も多い自動車等の輸送機器及び機械（42.0%）に次ぐ第２位に食品・飲料・タバコ（22.5%）が位置しており[6]、農産物およびその加工品は、ＥＵの輸出において重要な地位を占めている。

ＥＵの主要な輸出農産物の内訳を見ると、乳製品（8.3%。うちチーズ3.0%、粉乳2.4%など）、小麦（5.1%）、豚肉（4.2%）、タバコ（3.6%）などが上位となっている（図１）。これらのうち首位のワインやチーズなどの乳製品には、ＥＵ各地の特産品となっている付加価値の高いものも多く、ＥＵ内では地域と結びついた特性を持つ多くの産品について地理的表示（ＧＩ）によるブランド保護が図られている。ＥＵが関わる近年の通商交渉では、こうした主要輸出品目について、貿易相手国においてもＧＩによる保護を確保し、他国の産品と差別化を図り競争力を維持・向上させることが重要な課題となっている[7]。

【表２　世界の主要農産物輸出入国（2013年）】

輸出			輸入		
	国	額（十億ドル）		国	額（十億ドル）
1	Ｅ　Ｕ	150.3	1	中　国	151.4
2	米　国	147.7	2	Ｅ　Ｕ	133.4
3	オランダ	90.9	3	米　国	113.7
4	ドイツ	84.0	4	ドイツ	93.5
5	ブラジル	83.9	5	英　国	62.7
6	フランス	74.8	6	日　本	61.3

出典：FAOSTAT
※ＥＵは域内貿易を除いた額

【図２　ＥＵの食品・飲料関連輸出品目（2013年）】

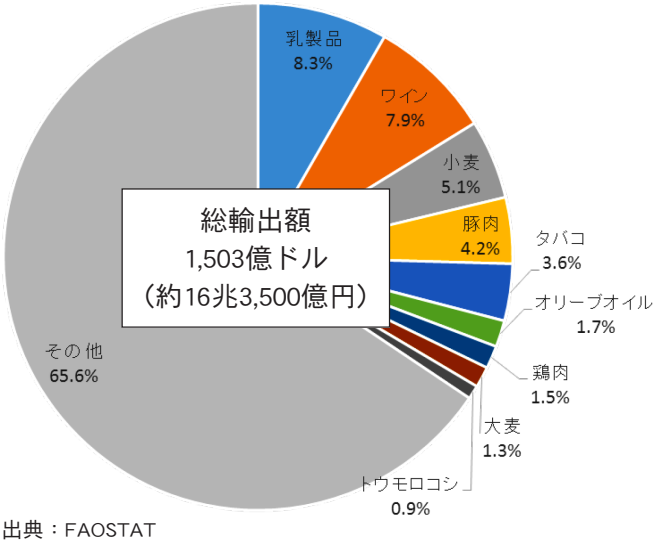

出典：FAOSTAT

5　いずれもFAOSTAT（2013年）より。
6　Eurostat（ＥＵ28,2015）
7　現在、ＥＵにおいては、農業分野では1984年から実施されてきた生乳生産にかかるクォータ制度（生産調整）が2015年３月末をもって廃止されたことに伴う生乳生産量の急激な増加や中国の経済成長の鈍化、様々な農産物に影響を与えているロシアの禁輸措置の延長など、乳製品を中心にＦＴＡ等を通じた農産物の輸出拡大の必要性は高まっている。

３．農産物の市場アクセス分野を中心とした韓ＥＵ・ＦＴＡおよびＣＥＴＡの交渉結果

⑴　市場アクセス分野においてＥＵが確保した内容

これらの主要輸出品目の市場アクセス改善については、ＥＵの直近の通商協定である韓ＥＵ・ＦＴＡ（2009年７月合意、2011年７月発効）やＣＥＴＡ（2013年９月基本合意、2014年９月正式合意、未発効[8]）において、ＥＵ側の優先事項として取り組まれてきた。以下、両協定の合意結果（表３）について簡単に振り返ることとする。

①　韓ＥＵ・ＦＴＡ

まず、カナダや我が国と比較して農業生産における酪農の比率が小さい韓国（表４）とのＦＴＡでは、ＥＵは乳製品に関して韓国側から大幅な譲歩を確保している。具体的には、韓国が枠外税率を維持したうえで関税割当枠を設ける譲歩に留まった脱脂粉乳・全粉乳を除き、いずれの品目についても、11 ～ 16年目で関税撤廃が行われる結果となっている。

また、豚肉については、生鮮・冷蔵・冷凍いずれについても11年目に関税撤廃を行うことで合意されており、生鮮・冷蔵豚肉にはセーフガードが措置されているものの、段階的に緩和の上、11年目の関税撤廃直後に廃止されることとなっている[9]。その他、小麦やワインなど他のＥＵ関心品目も即時撤廃となっている。なお、コメについては、ＥＵでの生産が殆ど行われていないことから、韓国側の最重要品目ということもあり、交渉の対象から除外されている。

②　ＣＥＴＡ

他方、ＣＥＴＡでは、カナダは欧州や米国と並び一人当たりの乳製品消費が多い国であることもあってか、チーズに関し、付加価値の高い高品質のものを中心に17,700ﾄﾝ（2015年のカナダのチーズ年間消費量約45.1万ﾄﾝ[10]の約3.9%）の関税割当枠が設定された。また、チーズやバター・脱脂粉乳など、その他の乳製品にかかるＷＴＯ枠内税率は即時撤廃となった。

一方、枠外税率は基本的に維持されており、多くの枠外税率の最終的な撤廃に応じた韓国との比較においては市場開放の水準は相当程度抑えられている。これは、カナダは農産物価格の安定を目的として、乳製品・鶏肉・七面鳥・鶏卵・種卵の５品目を対象に、農家ごとの生産割当量の配分による出荷の一元的な管理や輸入量制限を行う供給管理制度を運用し、乳製品もセンシティブ品目となっているためと考えられ、鶏肉、鶏卵、七面鳥肉などの供給管理品目についても、枠外税率は維持[11]された。なお、豚肉関税は即時撤廃となったが、これはカナダが豚肉輸出国であり、競争力のある豚肉をあえて守る必要がなかったためと考えられる。

8　投資家対国家の紛争解決（ＩＳＤ）条項に対するＥＵ諸国の懸念への対応や、ＥＵ加盟国の一部に対してカナダ側がビザ免除措置の提供を拒んでいることなどにより、現在も政治的な調整が行われており、批准が完了していない。

9　報道によれば、2009年の韓国のＥＵからの輸入農産物の首位は冷凍豚肉とされているが、冷凍豚肉にはセーフガードは措置されていない。

10　カナダ酪農情報センター（ＣＤＩＣ）による2015年の一人当たりのチーズ消費量（12.53kg）に2015年のカナダ人口3,599万人を乗じて算出。

11　ＷＴＯ枠内税率は撤廃。

【表３　ＣＥＴＡおよび韓ＥＵ・ＦＴＡにおけるＥＵの主要輸出品目に関する譲許内容】

	韓ＥＵ・ＦＴＡにおける韓国の譲許内容	ＣＥＴＡにおけるカナダの譲許内容
乳製品	➢ チーズ（ＷＴＯ税率36％）は、15年目までに6,696ﾄﾝまで拡大する無税枠を設定したうえで、16年目に関税撤廃。なお、チェダーチーズに限っては、11年目に関税撤廃。 ➢ 脱脂粉乳・全粉乳（同176％）は、枠外税率維持の上、16年目までに1,512ﾄﾝまで拡大する無税枠を新設。 ➢ バター（同49.5％）は、10年目までに443ﾄﾝまで拡大する無税枠を新設したうえで、11年目に関税撤廃。	➢ チーズについて、６年目までに17,700ﾄﾝまで拡大する関税割当枠（枠内無税）を新設。（うち、16,000ﾄﾝは高品質チーズ、1,700ﾄﾝは加工用チーズ） ➢ さらに、現行のＷＴＯ枠のうち、技術的な調整によりＥＵに追加で800ﾄﾝ分割当て。 ➢ チーズのほか、バターや脱脂粉乳などその他の乳製品のＷＴＯ枠内税率は即時撤廃する一方、枠外税率についてはほとんどの品目で維持。
豚　肉	➢ 生鮮・冷蔵豚肉（22.5％）、冷凍豚肉（25％）について、11年目に関税撤廃。 ➢ なお、生鮮・冷蔵豚肉のみ、セーフガードを設置。発動水準は、１年目の163ﾄﾝから、11年目の194ﾄﾝまで段階的に増加し、12年目に廃止。	➢ 即時撤廃。
大　麦	➢ 除外。	➢ 即時撤廃。
小　麦	➢ 即時撤廃。	➢ 即時撤廃。
ワイン	➢ 即時撤廃。	➢ 即時撤廃。
その他	➢ 韓国はコメを除外。	➢ カナダ側は鶏肉、七面鳥肉、卵・卵加工品の枠外関税については削減対象から除外。 ➢ 他方、乳製品、鶏卵、鶏肉に関するＷＴＯ関税割当枠内の関税は即時撤廃。

出典：「CETA－Summary of the final negotiating results」およびＣＥＴＡ協定文（欧州委員会発表資料）、米国議会調査局「The EU-South Korea Free Trade Agreement and Its Implications for the United States」、韓ＥＵ・ＦＴＡ協定文（欧州委員会発表資料）、韓国経済研究所（ＫＥＩ）「KORUS FTA vs. Korea-EU FTA: Why the Differences?」をもとに全中作成。

【表４　ＥＵ、カナダ、韓国、日本の酪農概況の比較】

	ＥＵ	韓　国	カナダ	日　本
農家戸数（千戸）	632	5.7	12	17
経産牛飼養頭数（千頭）	23,026	206	959	870
一戸当たり経産牛飼養頭数（頭）	36	36	78	51
生乳生産量（千ﾄﾝ）	159,641	2,214	8,290	7,331

出典：欧州委員会、カナダ酪農委員会、ＵＳＤＡ、農林水産省、ＡＬＩＣ。（ＥＵ：2012年、カナダ：2013年、韓国：2014年、日本：2015年）

⑵　地理的表示についてＥＵが確保した内容

①　ＥＵの地理的表示保護制度の概要

市場アクセスとあわせて、ＥＵが農産物関連の課題で重要視していたのが地理的表示（GI, Geographical Indication）の保護制度の拡充である。地理的表示保護制度とは、各国の地域において長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った産品の名称（地理的表示）を、知的財産として保護する制度のことである。

長い歴史を持つＥＵにおいては、域内各国で古くから地理的表示の保護の仕組みが確立されてきている。ＥＵの制度においては、地域との結びつきに関する特徴等の条件に合致した農産物・加工食品を販売・流通させる当該地域の者のみがその地理的表示を使用することができ、例えばブルーチーズの一種である「ゴルゴンゾーラ」は、イタリアのピエモンテ州およびロンバルディア州にまたがる定められた県において、地域産の原料を使用し定められた製法で生産されるチーズの地理的表示として、また「プロシュート・ディ・パルマ」は、イタリア・パルマ地方において伝統的な製法で作られた生ハムの地理的表示として保護されている。そのため、その他の地域において生産された場合などは、「ゴルゴンゾーラ」や「プロシュート・ディ・パルマ」と表示することが認められていない[12]。また、「～風、～タイプ」などの表示も認められていない。したがって、ＥＵ域内では、例えば、「米国産ゴルゴンゾーラ」、「プロシュート・ディ・パルマ風の生ハム」などの表示をすることはできない。

こうした地理的表示保護制度を世界各国に広げることができれば、ＥＵの特産品を模倣した商品の販売に歯止めをかけることができ、ＥＵ産品のブランド力・競争力が維持・向上されると考えられることから、近年のＥＵの通商交渉においては、交渉相手国における地理的表示保護の強化が主要な関心事項の一つとなっており、カナダおよび韓国との交渉においても強く訴えられることとなった。

②　韓ＥＵ・ＦＴＡおよびＣＥＴＡにおける地理的表示保護に関する合意結果

まず、韓国とのＦＴＡにおいては、ＥＵは韓国に対し162の農産物および食品・飲料の地理的表示のリストを提示し、いずれの地理的表示についても韓国国内においてＥＵ並みの保護が確保されることとなった。これにより、協定発効前に既に韓国で使用されている（地理的表示と重複する）商標についてはその継続使用を妨げられることはないものの、協定発効以降はＥＵが指定した地理的表示（名称）は、真の原産地を表示した場合（例：「韓国産ゴルゴンゾーラ」）も、「～風」等の用語が伴う場合（「ゴルゴンゾーラ風ブルーチーズ」）も使用することができなくなり、ＥＵ産品を意識した商品の韓国国内における開発・発売に一定の歯止めがかかるようになるものと考えられる[13]。

12　実際に生産を行った場所＝真の原産地が表示されている場合でも認められていない。

13　なお、韓国は64のＧＩ品目リストを提示し、同様の保護を確保した。

一方、ＣＥＴＡにおいては、ＥＵはカナダ[14]に対し145の地理的表示のリストを提示したが、その全てについてＥＵ並みの保護水準を確保することはできず、カナダ側にとって重要な21の地理的表示（既に競合する名称がカナダ国内で広く使用されているもの）について、部分的な例外が設けられることになった。具体的には、カナダ市場にとりわけ広く流通していた５種のチーズ[15]の名称については、既にカナダ市場で当該名称が使用されている商品については継続使用が認められることとなり、新たに参入する商品については「～風」などの表示を付さなければ販売できないこととなった。また、「プロシュート・ディ・パルマ」など、既にカナダにおいて（地理的表示と重複する）商標が存在している５種の食肉加工品についても、地理的表示と商標の共存が可能となった。

⑶　高水準の市場開放を受け入れた韓国と重要品目への配慮を行ったカナダ

ここまで、市場アクセスおよび地理的表示に関するＥＵとカナダ・韓国とのＦＴＡの結果について概観してきたが、上記を見ても分かるように、ＥＵ側は「カナダや韓国と締結したＦＴＡに劣る合意を受け入れることはできない」（マルムストローム欧州委員）と両ＦＴＡを横並びに言及しているものの、両ＦＴＡの市場開放の水準は随分と異なっていることから、一概に「優る」「劣る」の議論はできず、あくまでも自国における農業の位置づけや現行制度をふまえた交渉が行われるものと思われる。

両国の大きな違いは、外需依存型の経済構造を持ちＦＴＡを推進している韓国と、供給管理制度の堅持が命題であったカナダの姿勢の違いにあると考えられるが、カナダにおいては、2005年にカナダ下院が「供給管理制度部門でいかなる枠外税率の削減も、いかなる関税割当枠の拡大もなされることのない」よう求める決議を全会一致で採択しており、カナダ政府はこの決議を踏まえた通商交渉における立場を維持してきたほか、カナダ酪農者連盟（ＤＦＣ）を中心とする供給管理品目団体も「関税削減にも応じない（ゼロ）、関税割当の拡大にも応じない（ゼロ）のゼロ・ゼロだ」との立場を示してきた。

高い水準の市場開放に合意した韓・ＥＵＦＴＡの後の交渉にもかかわらず、ＣＥＴＡにおいて自由化水準が抑えられた背景には、カナダ政府および農業団体において供給管理制度の重要性が共有され、供給管理制度への配慮ある交渉が行われたためと推察される。

14　カナダはこれまで、商標法の特別規定により地理的表示を保護するという、ＥＵとは異なる保護の形をとってきた。そのため、既にカナダで商標として登録されているＥＵの地理的表示と重複する名称についてＥＵ並みの保護を行う場合に問題が生じる等の課題が存在し、ＥＵ側は商標と地理的表示の共存を図ることなどを求めてきた（参考：東京大学非常勤講師高橋梯二「商標と異なる独自の地理的表示」、農林水産政策研究所「ＦＴＡ協定における地理的表示の保護内容とその国内的担保について」）。

15　アジアーゴ（Asiago）、ゴルゴンゾーラ（Gorgonzola）、フェタ（Feta）、フォンティーナ（Fontina）、ミュンスター（Munster）。

４．ＥＵの関心項目に関する日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の行方

ＥＵとカナダ・韓国のＦＴＡの合意結果を振り返ったところで、次に、我が国とＥＵのＥＰＡにおいて、農産物関連分野でどのような点に留意しておくべきかについて整理することとしたい。

図２で見たように、ＥＵの主要輸出農産物は乳製品・小麦・豚肉が上位であるが、とりわけ乳製品については、これまでセンシティブ品目として頑なにアクセス改善を留まってきたカナダから一定の市場開放を確保するなど、特にＥＵの関心が高い品目であると考えられる。また、日ＥＵ間の農産物貿易額では、豚肉が約14％と大きな割合を占めており、重要な品目となっている。これらの点を踏まえ、本項では、多くの重要品目のうち、乳製品と豚肉に焦点を当てていくこととしたい。

(1)　乳製品

ＥＵは世界の生乳の３割を生産し、５億人もの域内人口の需要を満たしつつ、ＮＺに次ぐ世界第２位の輸出量を誇る酪農生産・輸出基地である（図３、４）。乳製品にかかるＥＵの主要輸出品目は、チーズ、全粉乳、脱脂粉乳などであるが、なかでもチーズは金額ベースで全体の４割を占め、最大の輸出品目となっている。

また、主要国のチーズ輸出シェアにおいてもＥＵは半分近くを占め、米国やＮＺなどの酪農大国を大きく引き離して首位となっており、チーズはＥＵの乳製品の中でも特に強みのある品目であることが見て取れる（図５）。なお、我が国へのチーズ輸出においても、ＥＵは日本から遠いという地理的に不利な条件を抱えながら約２割のシェアを有し、豪州、ＮＺ、米国に次ぐ４位となっている（図６）。

【図３　主要国の生乳生産量（2015年、百万ﾄﾝ）】

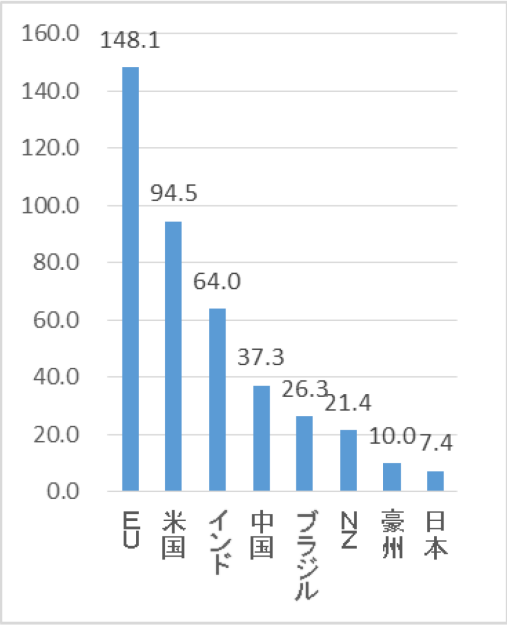

【図４　主要国の乳製品輸出量（2013年、千ﾄﾝ）】

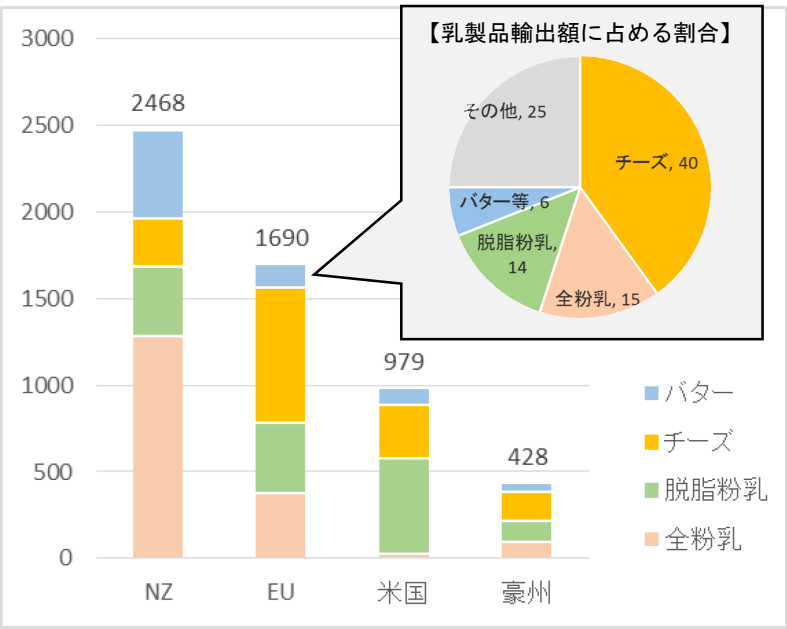

出典：USDA/ERS “Dairy World Market and Trade”、ALIC「畜産の情報」

【図５　主要チーズ輸出国（2013年、輸出量ベース）】

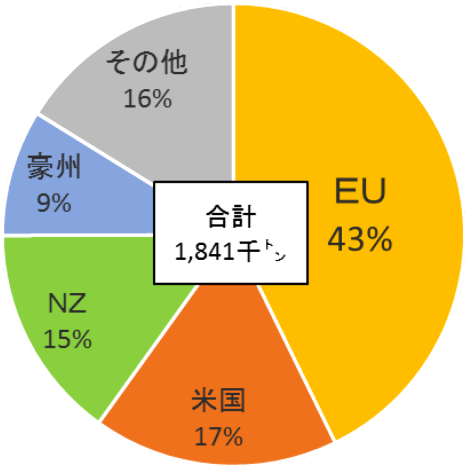

出典：USDA/ERS “Dairy World Market and Trade”

【図６　我が国のチーズ輸入先（2014年、千ﾄﾝ）】

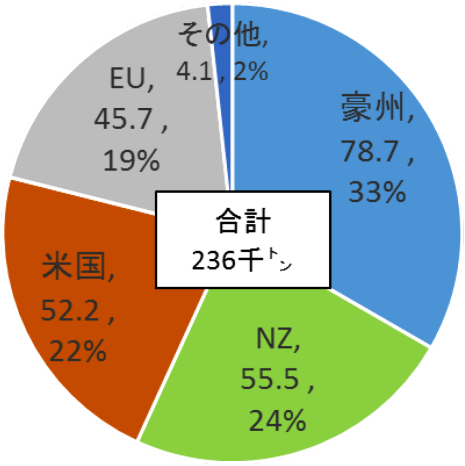

出典：財務省「貿易統計」

このように、ＥＵにとってはチーズがとりわけ重要な輸出品目であるなかで、ＥＵ酪農業界の主要企業・団体で構成されるEucolait（欧州乳製品輸出入・販売業者連合、ヨコレ）をはじめとする業界団体も、ＴＰＰの合意水準を基準としつつ、日本へのチーズのアクセス改善を図る重要性について強調しており[16]、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉においては、乳製品の中でも特にチーズが大きな争点の一つとなってくることが想定される。

【ＴＰＰ合意を受けたEucolaitによるプレスリリース（抜粋、2015年11月18日）】

- 我々は、ＴＰＰにおいて日本が示した乳製品の市場アクセスの野心の水準を（日ＥＵ・ＥＰＡ交渉における）ベンチマークとして受け止めつつ、欧州委員会に対し、ＥＵの酪農業界にとってより良い結果を確保するために一層の取り組みを行うことを求める。

- 日本はＥＵの乳製品にとって最も大きい輸出市場の一つであり、とりわけチーズについては第４位の市場であるが、現在は高い関税と限られた関税割当枠しか与えられておらず、輸出を拡大する余地と潜在性が残されている。

- チーズはＥＵの主要な輸出品目であり、全ての種類のチーズについて、可能な限り広範な輸出の余地を確保する解決策が見いだされるべきである。また、他の乳製品についても、最高水準のアクセスを確保するためのあらゆる努力が行われるべきである。

16　“Eucolait's views on the EU-Japan negotiations in light of the conclusion of the Transpacific Partnership”（2015年11月18日）

ここで、ＥＵから我が国へ輸出されているチーズの種類別の内訳（図７）を見ると、その他のチーズ（熟成チーズ）が52.6％を占めているほか、モッツァレラ等のフレッシュチーズが17.7％を占めている。また、ＴＰＰ各国からの輸入はほとんどないブルーチーズ（2.3％）やプロセスチーズ[17]（12.1％）が一定の割合を占めている点も特徴的である。

【図７　我が国の主要なチーズ輸入先における種類別の輸入量（2014年、万ﾄﾝ）】

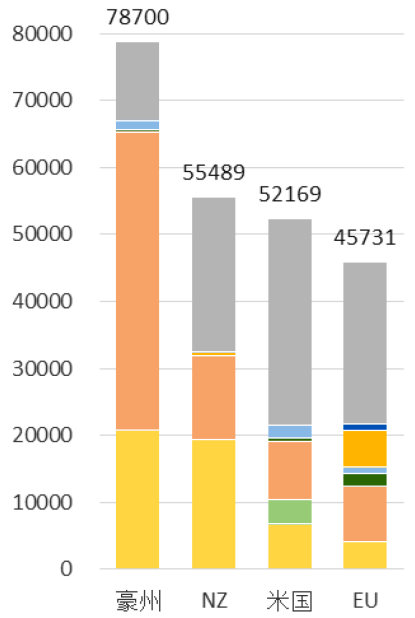

凡例	品目	現行関税（WTO）	TPPでの取り扱い
	その他のﾁｰｽﾞ（ﾁｪﾀﾞｰ、ｺﾞｰﾀﾞ、ｶﾏﾝﾍﾞｰﾙ等の熟成ﾁｰｽﾞ）	29.8%	・ｿﾌﾄﾁｰｽﾞ（ｶﾏﾝﾍﾞｰﾙ等）：現状維持 ・ｿﾌﾄﾁｰｽﾞ以外（ﾁｪﾀﾞｰ、ｺﾞｰﾀﾞ等）：段階的に16年目に撤廃
	ﾌﾞﾙｰﾁｰｽﾞ	29.8%	・11年目までに50%削減
	ﾌﾟﾛｾｽﾁｰｽﾞ	40.0%	・現状維持 ・国別関税割当（豪、NZ、米に各100t（当初）→150t（11年目）、枠内税率は段階的に11年目に撤廃）
	ｼｭﾚｯﾄﾞ及び粉ﾁｰｽﾞ（ﾅﾁｭﾗﾙﾁｰｽﾞ）	26.3%	・段階的に16年目に撤廃
	ｼｭﾚｯﾄﾞ及び粉ﾁｰｽﾞ（ﾌﾟﾛｾｽﾁｰｽﾞ）	40.0%	・段階的に16年目に撤廃
	ﾌﾚｯｼｭﾁｰｽﾞ（ﾓｯﾂｧﾚﾗ、ｸﾘｰﾑﾁｰｽﾞ、ﾎｴｲﾁｰｽﾞ等）	29.8%	・ﾓｯﾂｧﾚﾗ等（ｸﾘｰﾑﾁｰｽﾞ以外）：現状維持 ・ｸﾘｰﾑﾁｰｽﾞ 脂肪分45%未満：段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上：即時削減（29.8%→26.8%） ・ｼｭﾚｯﾄﾞﾁｰｽﾞ原料用関税割当： 抱き合わせ無税*（国産品：輸入品＝1：3.5）
	ﾌﾚｯｼｭﾁｰｽﾞ（ｼｭﾚｯﾄﾞﾁｰｽﾞ）	22.4%	・段階的に16年目に撤廃
	ﾌﾟﾛｾｽﾁｰｽﾞ原料用ﾅﾁｭﾗﾙﾁｰｽﾞ	抱き合わせ無税*（国産品：輸入品=1：2.5）	・現行制度を維持

出典：財務省「貿易統計」、農林水産省「ＴＰＰ市場アクセス交渉　畜産物、園芸作物等の品目別の最終結果概要（HS2012版）」
＊輸入原料とあわせて一定割合の国産原料の使用を条件に無税輸入を認める制度

ＥＵからの輸入量が最も大きい「その他のチーズ」（熟成チーズ）の項目には、フレッシュチーズ[18]以外の多くのチーズが含まれており、日本でもなじみのあるカマンベール等のソフトチーズや、パルミジャーノ・レッジャーノ等のハードチーズもこのカテゴリーに該当する。ＴＰＰ交渉においては、日本人の嗜好に合うカマンベール、モッツァレラ（フレッシュチーズ）、プロセスチーズ等の関税が維持されたものの、ソフトチーズ以外の熟成チーズ等については段階的に16年目までに関税が撤廃されることとなったほか、ブルーチーズも11年目までに関税が半減することになった。他方、ＥＵは米国•豪州•ＮＺと比較し、一般的にソフトチーズ以外にも多様な高品質チーズを有していることから、今後ＥＵとの交渉内容を見ていく際にも、そうした相違点があることを踏まえる必要がある。

17　ナチュラルチーズを粉砕し、加熱溶融し、乳化したもの（乳等省令第２条第18項）
18　ナチュラルチーズのうち、熟成していないもの。チーズを作る工程においては、まず乳を乳酸菌や凝乳酵素で固め、固まった乳（カード）から水分（ホエー）が除かれる。他のチーズはここから熟成過程を経るが、熟成させずこのまま食すチーズをフレッシュチーズと呼ぶ（日本乳業協会ウェブサイト）

⑵　ＥＵからの高品質チーズの輸出と地理的表示保護

また、前述のように、ＥＵは地理的表示保護の拡充・強化を優先事項の一つとしており、韓国やカナダとのＦＴＡにおいて実現されたように、日本においてもＥＵ並みの保護水準の確保を目指して交渉に臨んでくることが想定される。

我が国においては、ＧＩで保護される高品質チーズと競合するような直接消費用ナチュラルチーズの国内生産量は輸入量に比べて少ない状況であるが、近年、農林水産省や酪農業界団体は生産振興[19]・消費拡大に取り組んでおり、2013年には生産量が過去最大を記録するなど、乳製品の高付加価値化による酪農経営の発展に向けた歩みが進んでいるところ（図８）である。今後の交渉内容を見ていく際には、こうした取り組みとの整合性も踏まえていく必要がある。

【図８　直接消費量ナチュラルチーズの国内生産量および輸入量】

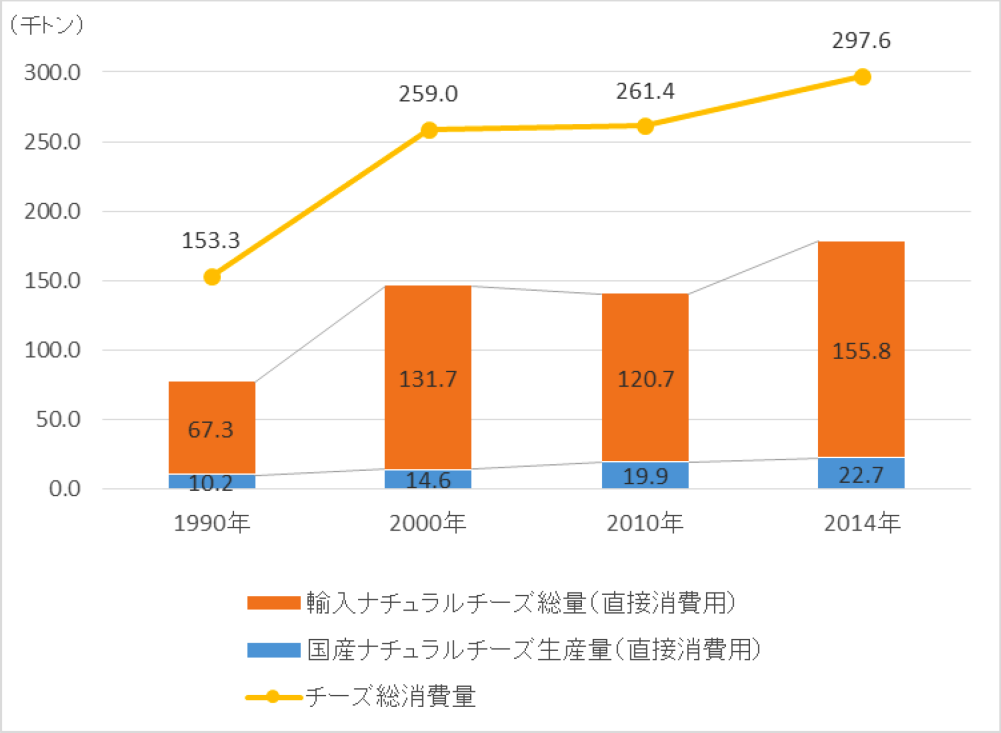

出典：農林水産省「チーズの需給表」

19　例えば、飲用向けに比べて乳価の低い加工原料乳（バター、脱脂粉乳等向け生乳）を多く生産する地域（北海道）における生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、「加工原料乳生産者補給金」が交付されているが、国産チーズの生産拡大を図るため、2014年よりチーズに仕向けられる生乳も補給金の対象となった。

(3)　豚肉

①　ＥＵの主要輸出品目である豚肉

乳製品と並んで、ＥＵの関心が最も高い品目の一つが豚肉である。ＥＵは中国に続く世界第２位の豚肉生産国であり、2013年には2,241万ﾄﾝの豚肉を生産している。ＥＵの豚肉生産は、ドイツ、スペイン、フランスの上位３ヶ国で約半分を占めているが（図９）、輸出額では、全体の24％を占めるドイツに続き、養豚・豚肉産業における生産から加工までの垂直統合が進むなど、強い競争力を持つ[20]デンマークが19％で第２位となっている（図10）。

【図９　ＥＵにおける主要豚肉生産国（万ﾄﾝ、2013年）】

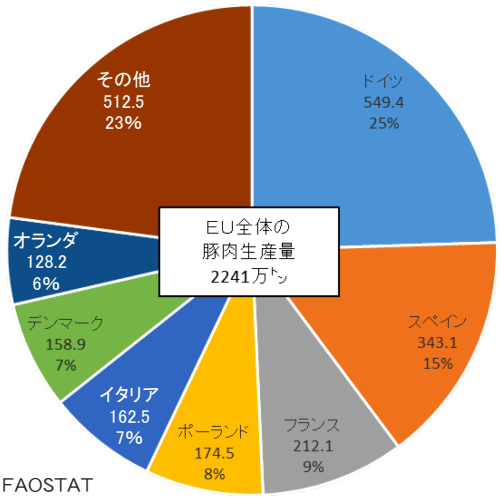

出典：FAOSTAT

【図10　ＥＵにおける主要豚肉輸出国（万ﾄﾝ、2013年）】

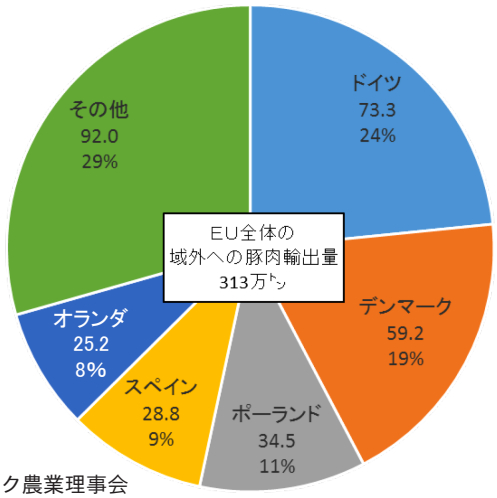

出典：デンマーク農業理事会

生産量では全体の７％程度であるデンマークが、輸出量で約２割を占めるに至っているのは、上位３ヶ国のドイツ、スペイン、フランスではそれぞれ生産した豚肉の６～７割が国内で消費されている[21]のに対し、デンマークは生産した豚肉の約85％を輸出しているからであり、我が国との貿易関係においても、デンマークはＥＵ諸国で最も大きな豚肉輸出国となっている。こうした現在の傾向から、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉の豚肉に関する影響を検討するにあたっても、デンマークからの輸出の動向が重要になってくるのではないかと思われる。

【図11　我が国への主要豚輸出国（2013年）】

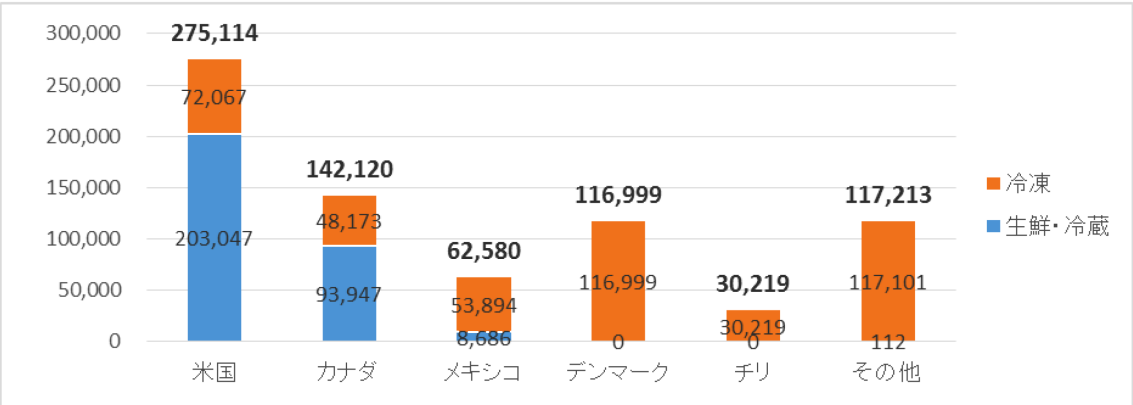

20　農林金融2014年７月号「デンマークの農業と農産物貿易」

21　2013年の豚肉輸出量の生産量に占める割合は、ドイツ40.3％、スペイン35.0％、フランス27.2％（ＦＡＯのデータに基づいて計算）

②　デンマークの輸出余力

デンマークの国土面積は九州とほぼ同じで、農用地面積も日本の約６割程度であるが、養豚が非常に盛んな国であり、生産した豚肉の約９割を、ＥＵ諸国はもとより、中国、日本など、世界各国に対して輸出している（表５）。

デンマークの豚肉生産と我が国のそれとを比較すると、平均規模が我が国の2.5倍程度の大規模経営が行われているなかで、販売価格も我が国の半分程度となっており、相当程度低いコストでの豚肉生産が行われていることが示唆される（表６）。豚肉は、こうした強い価格競争力を背景にデンマークの輸出の約２割を占める最も重要な輸出品目であり、ＥＵから我が国への輸出のほとんどを賄う同国にとって、豚肉の市場アクセスの改善は至上命題と考えられ、日ＥＵ･ＥＰＡ交渉においても、大きな争点の一つとなるものと考えられる。

なお、生鮮・冷蔵豚肉が中心である米国・カナダと異なり、デンマークから我が国に輸入される豚肉は地理的な条件からほぼ全量が冷凍である（図11）

【表５　デンマークの豚肉輸出先（2014年）】

	輸出量（万ﾄﾝ）	輸出額（百万DKK）	単　価（円/キロ）
ドイツ	60.9	7,775	241
ポーランド	23.4	3,301	266
イギリス	22.0	4,120	353
中　国	20.3	1,978	184
日　本	13.8	3,754	**512**
差額関税制度の分岐点価格			524

【表６　デンマークと我が国の養豚構造の比較（2014年）】

	デンマーク	日　本
養豚農家戸数（千戸）	3.6	5.3
飼養頭数（千頭）	15,845	9,537
一戸当たり飼養規模（頭）	4,401	1,810
生産量（千ﾄﾝ）	1,924	875
輸入量（千ﾄﾝ）	219	816
輸出量（千ﾄﾝ）	1,929	1.3
農家販売価格（円/kg）	210	382.9

出典：デンマーク農業理事会、農林水産省
※デンマークの豚肉販売価格および各国の輸出額のデンマーククローネからの換算は、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティングウェブサイトにおける2014年の平均為替相場を参考に計算。

③　日ＥＵ・ＥＰＡ交渉における豚肉に関する留意点

ここで、2014年の豚肉に関するデンマークの主要輸出先（表５）を見ると、我が国はＥＵ加盟国や中国に続く第５位となっているが､輸出単価は極めて高くなっている。これは、我が国には差額関税制度があるため、関税負担が最小限となる分岐点価格（524円/kg）前後で輸入されてきているためと考えられる。

その他の国に対する輸出単価は、我が国への輸出単価と比較し安価であること、また同国での豚肉価格（販売価格）は我が国の半額程度の210円/kgであり、相応の価格競争力を備えていることも踏まえれば、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉において、ＴＰＰにおける差額関税制度の緩和（従量税の引き下げ、従価税の撤廃）のような市場開放がなされた場合、デンマークからの安価な豚肉の輸入が拡大する可能性は十分に考えられる[22]。

22　日ＥＵ・ＥＰＡ交渉開始に先立って実施された欧州委員会によるパブリック・コンサルテーション（2011年２月結果発表）において、デンマーク食肉ベーコン評議会（Danish Meat and Bacon Council）は、「韓ＥＵ・ＦＴＡと類似のＦＴＡが日本と締結されれば、日本への輸出は70～80％増加すると予測している」との考えを示している。（JETRO「日ＥＵ通商・経済関係に関するパブリック・コンサルテーションの結果」（ユーロトレンド2011年４月））

５．おわりに

日ＥＵ・ＥＰＡ交渉における農産物の市場アクセスは、日本における自動車等の非関税障壁や鉄道分野の政府調達など、ＥＵ側の他の優先事項とのパッケージ交渉になると見られるものの、近年の通商交渉における合意結果からも示唆されるように、少なくともＥＵは、重要な輸出品であるチーズを中心とした乳製品、豚肉、ワイン等について、アクセス改善を強く求めてくることが想定される。また、これまでＥＵの農業・食品業界は、我が国における衛生植物検疫（ＳＰＳ）をはじめとする農業・食品分野の非関税措置の改善を求めてきた経過もあり[23]、これらへの対応も争点の一つとなってくると思われる。

前述のように、ＥＵは現在、我が国とのＥＰＡだけでなく、米国ともＴＴＩＰ交渉を行っているが、日米両国政府においてはＴＰＰが目下の政治的な優先課題となっており、また、自動車分野を中心とする欧州業界の懸念も残っていることから、ＴＰＰの批准が完了するまではＥＵとの本格的な交渉に入れないとする向きもある。このため、交渉の行く末はＴＰＰの批准スケジュールに左右されると見込まれ、ＥＵ内の政治情勢にも目配せをしつつ、ＴＰＰの批准に向けた動向を見ていく必要がある。

なお、ＴＰＰ協定には市場アクセス（関税率、関税割当枠、セーフガード）の見直し規定[24]が存在し、日本と第三国との新たな通商協定が発効した場合は、「（新たな通商協定と）同等の待遇を付与する観点から、豪州、カナダ、チリ、ＮＺ、米国の要請に基づき…協議する」旨が規定されている。したがって、ＴＰＰ発効後においても、我が国がＥＵに対しＴＰＰを上回る譲歩を行うということは、ＴＰＰ各国にも同様の譲歩を引き出す機会を与えることを意味することも念頭に置いておく必要がある。

23　日ＥＵ・ＥＰＡ交渉開始に先立って実施された欧州委員会によるパブリック・コンサルテーション（2011年２月結果発表）への意見提出を含め、多くのＥＵの農業・食品関係団体は、我が国における食品添加物や残留農薬に関する基準等について懸念を表明している。

24　「ＴＰＰ協定附属書二－Ｄの日本国の関税率表」一般的注釈第９条。また、ＴＰＰ発効後７年を経過した日以降に、豪州、カナダ、チリ、ＮＺ、米国の要請に基づき、市場アクセスを増大させる観点から協議を行う旨もあわせて規定されている。なお、同条において、他の締結国からの要請に基づく協議に関して「この協定の他の規定に基づく日本国の権利又は義務に影響を及ぼすものと解してはならない」と規定されている。